論文 研究紀要 第66集

# 懲戒ではなく虐待である:児童相談所職員からみた 保護者の懲戒の意味に関する研究

字 野 耕 司

Not parental discipline, but a child abuse: a study of some implications of parental discipline what the employees of a child guidance center recognize.

Koji Uno

**Abstract:** To reveal some implications of parental discipline what the officers of a child guidance center recognize, we conducted an interview survey with one child welfare officer and two child psychology officers of a certain child guidance center. The obtained qualitative data were analyzed using the steps for coding and theorization (SCAT). From these results, 72 theory writings were obtained that intended meanings that helped the officers of a child guidance center understand parental disciplinary behaviors. For example, "internalized punitive caregiver model", "discipline by the manipulation of others using violent relationships" and so on. Furthermore, seven implications were suggested from the theory writings that obtained from each study participants. That are "disciplinary behaviors intended a pain", "difficulty in judging and distinguishing parental disciplinary and abuse", "proper parental disciplinary and improper parental disciplinary", "child development stage and parental disciplinary behaviors", "possibility of internalized parental disciplinary behaviors from socio-cultural norm", "disciplinary personal history of parents", and "necessitate a review the concept of parental disciplinary and to legislate against corporal punishment in the home". Further research and practice about a parent disciplinary are required to elaborate upon these 72 theory writings and 7 implications.

**Key Words:** parental discipline, child abuse, child guidance center, supports for caregivers and parents, steps for coding and theorization (SCAT)

要旨:本研究は、児童相談所職員からみた保護者の懲戒にはどういう意味があるのかを明らかにすることを目的に、インタビュー調査を行った。データ分析はSteps for Coding And Theorization: SCAT を使用した。その結果、懲戒に関する理解を助ける意味を内包する72の理論記述が得られた。例えば、「内在化された懲罰的養育者モデル」、「暴力関係を利用した他者操作懲戒」などである。さらに、各研究参加者から得られた理論記述から7つの意味が示唆された。すなわち、「懲戒に内包する苦痛性」、「懲戒と虐待との判別困難性」、「適切な懲戒と不適切な懲戒」、「子どもの発達段階と懲戒」、「懲戒の社会文化的規範化の可能性」、「保護者の被懲戒の個人史」、「懲戒概念の再検討と家庭内における体罰の禁止の必要性」である。今後は保護者支援における研究や実践において理論記述を分析概念とした研究や事例報告あるいは事例研究が求められる。

キーワード: 保護者の懲戒、児童虐待、児童相談所、保護者支援、SCAT による分析

# I. 問題

# 1. 児童虐待に対する法的アプローチ

家庭における児童虐待によって死亡する事例は後を絶たない<sup>1)</sup>。つまり、家庭における虐待等の人権侵害は法律の網の目をくぐって存在し続けていると考えられる。東京都は法律改正を待たず、2019(令和元)年4月から「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」、いわゆる体罰禁止条例を制定した<sup>2)</sup>。東京都に続いて、国は「児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる」<sup>3)</sup>ことを目的に、児童虐待の防止等に関する法律を改正し、2020(令和 2)年施行される。具体的には「親権の行使に関する配慮等」が改正され、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治 29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」(第14条)と家庭における子どもへの体罰禁止が明文化された<sup>4)</sup>。

世界保健機構の子どものマルトリートメントの予防に関する指針では、「法的枠組みは、その地域における社会規範の形成と、子ども虐待への包括的対応にとって、土台形成となることから、大変重要である」と述べ、「子ども虐待に対する法律もまた虐待の抑止効果を持ち、したがってその予防・防止に貢献する」と述べている 50。例えば、スウェーデンでは、1979 年に世界で初めて体罰禁止法が制定された。そして、体罰を禁止したことでしつけにおける体罰の使用を減らし、体罰に対する肯定的態度を示す人も減らした 60。日本においても児童虐待のない社会を実現するために体罰禁止に踏み込んだ法的整備を進めたことになる。

# 2. 通告から始まる社会文化的規範の変化に挑戦する支援

法的整備と共に「『通告』という名の親支援開始」"という臨床的な視座に着目する必要がある。この概念に関連すると考えられることの1つに、保護者や支援者に内在化された懲戒に関する社会文化的規範の変化への挑戦がある。世界保健機構の子どものマルトリートメントの予防に関する指針では、「子どもの地位、暴力的懲罰に対する受け止めとその結果や、性別による役割、家族のプライバシーに関する規範等が変化しない限り、本質的影響力はない」と考えられている $^{80}$ 。つまり、法的アプローチだけでは十分ではなく、社会文化的規範を変化させる必要がある $^{90}$ 。社会文化的規範は子ども虐待に大きく影響する要因であり、子どもに対する暴力を正当化するために使われてきた $^{100}$ 。また、暴力を容認するコミュニティ要因や対人的暴力を促進、賞賛する社会、文化規範があることや親子関係において、子どもの立場を弱める社会文化的規範があるなどの社会要因は児童虐待のリスク要因の一つと考えられている $^{110}$ 。

ところで、2012(平成 24)年に、懲戒権は子の利益のために行使されるべきものであり、子の監護及び教育に必要な範囲を超える行為は懲戒権の行使に当たらないことが民法で明確になった。しかし、「懲戒権に関する規定については、その後も児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がされており」<sup>12)</sup>、上記の児童福祉法等の一部を改正する法律の附則において、懲戒権(民法第 822 条)の在り方に関する検討条項が設けられた<sup>13)</sup>。懲戒権の見直しの論点の一つに、「特に懲戒権に関する規定自体を削除する場合に顕著であるが、懲戒権に関

する規定の見直しによって、親権者による正当なしつけもできなくなるのではないかという懸 念に応えることが必要になるものと考えられるが、この点について、どのように考えるかしと ある14。これは日本において懲戒方法の中に体罰等の不適切な養育を容認する規範意識、ある いは確固たる態度で体罰を否定しにくい規範意識が根深く存在していることによる懸念ではな いかと考えられる。そう考える根拠は、小口15)による懲戒権の性格に関する歴史的研究から 得られる。小口<sup>16)</sup> は、明治民法編纂過程における懲戒権の生成過程は、「モデルとしたフラン ス民法の欠点を修正して、親の懲戒権に対する国家の制約を図る過程」(p.325)であり、「親の 懲戒権行使をある一定限度内に制限した」(p.325)と述べている。しかし、「その一方で、明治 民法は、法的介入を対象外とする親の一般的懲戒権を容認した。それによって、懲戒権の生成 過程は、懲罰目的の体罰を法的に正当化する過程ともなった」(p.325)のである。そして、「明 治民法の懲戒権における法解釈上の問題性は、立法者による懲戒の範囲の拡大に準じて、司法 が、当時の社会通念に基づいた判断を行うことによって、『必要ナル範囲内』での懲戒行為を 違法性阻却事由とし、一般人に求められる行為規範と明確に区別した裁判規範が確立されたこ とに決定的なものとなって現れている。こうして懲罰目的の体罰が法的に正当化され、『子の 利益』を尊重し子の立場に立つというよりもむしろ、秩序維持手段としての性格を強め、懲戒 権を行使する親にとって有利な構造が構築されることとなった。そして何より、このことは、『私 的領域』における親の一般的懲戒行為が、裁判規範によって権威づけられ、『親のしつけに口 を挟まない/挟めない』状況がもたらされたことを意味する」(p.327)のである。つまり、「『必 要な範囲』での行使と認められる限り、親は法的責任を免れるという裁判規範が確立されたこ とで、我が国の私法において体罰が有効な実行手段として正当化されるに至ったと考えられる」 (p.327) のである。このように体罰がしつけにおける正当な実行手段として明治以降、世代を 超えて繰り返されてきたのであれば、家庭内における体罰、あるいは社会の秩序を維持するた めの体罰を正当化する意識は払拭できていないのではないかと考えられる。懲戒が子育てにお ける社会文化的規範になっており、我々日本人が子育てにおける懲戒の意味を言語化できてい ないのではないかと考えられる。実際、国立情報学研究所の CiNii で「親+懲戒」(29 件)、「保 護者+懲戒」(3件)、「支援+懲戒」(11件)、「援助+懲戒」(2件) で保護者の懲戒に焦点化 したものは見つけられなかった (検索日: 2019年8月25日)。懲戒権の性格は「『通告』とい う名の親支援開始 | 17)、あるいは通告から始まる支援において十分に検討されておらず、研究 や実践の盲点である。確かに、これまで児童の権利に関する条約の批准、児童福祉法の改正、 児童虐待の防止等に関する法律の改正の中で、保護者による虐待を制限する取り組みがなされ ている。しかし、虐待を認めない保護者 18) がいる。虐待を認めない保護者の言い分の背景の 1つに体罰等を用いた懲戒による養育に深く関与してきた明治以来の日本人の子育ての歴史の 影響があるのではないかと考えられる。また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの子育て中 の男女(1030名)を対象とした実態調査によると、体罰の容認度にかかわらず、「お尻をたた く」回答者や「怒鳴りつける」回答者が一定数存在する<sup>19)</sup>。つまり、通告から始まる支援では、 懲戒権の性格の歴史的意味、すなわち体罰を肯定する社会文化的規範が、現代社会においても 存在するという認識にたち、懲戒ではなく「子どもの人権に配慮したしつけ」という新たな社 会文化的規範の内在化を志向する必要がある。そのためには懲戒が子育ての社会文化的規範となっているという考えに立ち、懲戒の意味とは何かを検討する必要がある。

# 3. 通告から始まる支援における保護者の被懲戒の個人史

児童虐待のリスク要因の一つである個人要因のうち保護者の個人史に着目した支援も必要と考えられる<sup>20)</sup>。特に、「被懲戒の個人史」に着目することが重要である。なぜなら、体罰を受けて育った人は自分の子どもに体罰を与える傾向がある<sup>21)</sup>からである。また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの成人男女2万人を対象とした意識調査では、自身が体罰を受けた経験が多いほど子どもに対する体罰等を容認する回答者の割合が高く、一方で、体罰等を受けた経験が全くない人の中に体罰等を容認する回答者が一定数存在する<sup>22)</sup>からである。子ども支援において児童虐待の再発防止は最重要課題である。また、懲戒の社会文化的規範の変化に挑戦(社会変革)という観点に立つと保護者の被懲戒の個人史は看過できないのである。そのためには被懲戒の個人史という観点から懲戒の意味について理解を深める必要がある。

児童相談所における支援では、虐待や不適切な養育やしつけ(体罰を含む)という観点から 支援が行われてきていると考えられる。しかし、これらの観点からの支援だけでなく、児童相 談所における通告から始まる支援では、体罰を肯定する社会文化的規範の変革への挑戦という 観点、すなわち保護者の被懲戒の個人史の観点にあえて立つことが必要である。しかし、懲戒 の意味とは何かについて十分に明らかにできていないと考えられる。懲戒の意味にあいまいさ が残されたままであれば、懲戒に直面する支援者の支援姿勢に一貫性を欠く可能性があり、子 どもの人権侵害を見過ごす可能性がある。今後、児童虐待に関わる支援者だけでなく、一般市 民が懲戒とは何かについて認識し、懲戒に関する議論を進めていくことが求められる。そのた めには、児童虐待を専門的に支援している児童相談所の支援者が認識している懲戒の意味につ いて明らかにする必要がある。児童相談所の支援者であれば、保護者の被懲戒の歴史に直面す る機会があり、保護者の懲戒について何らかの意味を見出している可能性があると考えられる。

#### Ⅱ.目的と意義

#### 1. 目的

本研究は保護者の懲戒行動に関する児童相談所の支援者の認識はどのようなものか、そして 懲戒にはどういう意味があるのかを明らかにすることを目的とする。

#### 2. 意義

虐待する保護者の懲戒行動に関する記述的知見(支援者の認識はどのようなものか、懲戒にはどういう意味があるか)を得ることによって、支援者の理解を助ける知見が得られる。

# Ⅲ. 方法

## 1. 研究参加者

児童虐待の専門相談機関である児童相談所の支援者を研究参加者とした。その理由は、児童

相談所の支援における懲戒の意味を明らかにするのに適切な参加者であると考えられたからである。また、児童相談所の支援者であれば、保護者の被懲戒の歴史に直面する機会があり、保護者の懲戒について何らかの意味を見出している可能性があると考えられたからである。

研究参加者の募集は機縁法によった。その理由は3つあった。1つ目は、児童相談所は行政機関であり、研究者個人ではアクセスしにくかった。2つ目は、研究目的と方法が支援者の懲戒に関する認識に関わる内容であることから見知らぬ研究者からの依頼を引き受けにくいと考えられたからであった。3つ目は、研究者を知る児童相談所の職員による紹介であれば研究への協力を得やすいと考えられた。

研究参加者を募集する際には、研究者と面識のある児童相談所職員を通して、児童相談所の所長に研究依頼を行った。所長から研究協力の承諾を得てから、A児童相談所で虐待する養育者の支援をしている職員3名(児童福祉司・児童心理司)から研究参加の同意を得た。研究参加者に聴取した属性については表1に示した。児童相談所での勤務経験年数は配置転換があることや保護者の被懲戒の歴史に直面する機会を考慮して3年以上とした。経験年数は合算可能とし、過去に勤務経験のある者も含めた。

研究参加者の児童相談所における勤務経験年数は5年以上であり、3名とも臨床心理学を専門としていた。研究の目的と意義を理解したうえで研究参加に同意をしてくれたことから、これらの研究参加者の「懲戒」の観点から語られる支援に関する研究目的に適ったデータが得られると考えられた。

参加者	勤務経験	前の赴任先	現在の立場	その他	インタ ビュー時間
A氏	12年	不明 (未聴取)	児童福祉司	児童福祉司として 12 年	59分
B氏	5年	本庁、精神保健福祉 センター	児童心理司	児童福祉司として2年 児童心理司として3年	69 分
C氏	10年	精神保健福祉センター、発達障害者支援センター	児童心理司	児童福祉司として5年 児童心理司として5年	79 分

表1 研究参加者

## 2. データ取得

#### (1) 半構造化面接

児童相談所の支援者が認識する懲戒の意味を明らかにするために、質的データを半構造化面接によって取得した。半構造化面接によるインタビューは1名ずつ各1回行った。インタビュー時間は59分~79分であった(表1)。インタビューは、倫理的配慮を遵守しながら、インタビューガイドに基づき行った。半構造化の特性を活かし、研究者から研究参加者に語りの内容を明確にするために補足の質問を行った。インタビューは研究参加者の同意を得てからメモおよびIC レコーダーによって記録した。インタビューの場所は、研究参加者の所属する児童相談所のプライバシーが守られた面接室であった。

## (2) 質問内容

質問は大きく6つあり、研究目的に合わせて作問している。懲戒の意味を探る質問として、 質問2・3・5を設定した。懲戒行動に対する支援の意味を探る質問として、質問4を設定した。 質問2~4はいくつかの具体的な質問によって構成された。1つ目は「1.氏名、役職(児童 福祉司・児童心理司)勤務年数(児童相談所およびその他の機関)、主たる業務内容」であっ た。2つ目は「2. 一般的な親の懲戒行動に関する質問」であり、具体的には「(2-1) あなたは 『家庭における親の子どもに対する懲戒行動』と聞いてどんな方法を思い浮かべますか?でき るだけたくさん教えてください。」、「(2-2) 子どもの年齢などによって懲戒行動の内容は変わ りますか?どんふうに変わりますか?」、「(2-3) 子どもにとって『適切な懲戒』と『不適切な 懲戒』があるとしたら、それはどんなことですか?」であった。3つ目は「3. 虐待する親の 懲戒行動に関する質問」であり、具体的には「(3-1) 虐待する親が行う懲戒行動で印象に残っ ていることがありますか?それはどんなことですか?」、「(3-2) 虐待する親のしつけの方法の 中で虐待なのか懲戒なのか判断に迷った行動で思いつくものがありますか?それはどんなこと ですか?」、「(3-3) 虐待する親が懲戒のために行った方法についてどんなことでもお聞かせく ださい。」であった。4つ目は「4. 虐待する親のいきすぎた懲戒行動に対する援助に関する 質問」であり、具体的には「(4-1) 虐待する親をどのように援助しますか?特に懲戒行動に着 目した場合について教えてください。」、「(4-2) 虐待する親の懲戒行動の頻度(量)や内容(質) の違いによって、その後の援助過程が異なるようなことがありますか?それはどんなことです か? |、「(43) 虐待する親への援助は、『在宅での援助』と『施設等への入所中の援助』があ ると思います。特に懲戒行動に着目した場合、援助方法に違いがありますか?」、「(44) 虐待 する親の懲戒行動に関する援助を行う上で困ったことがあればどんなことでもお聞かせくださ い。」、「(45) 虐待する親の懲戒行動に関する援助を行う上で工夫したことがあればどんなこ とでもお聞かせください。|、「(46) 虐待する親のいきすぎた懲戒行動を援助するうえで参考と している方法はありますか?どんなことでも教えてください。」であった。5つ目は「5. 日本 では体罰禁止の法律はなく、民法では親の懲戒権が規定されています。あらためて『懲戒』に ついてご自身のお考えをお聞かせください。」であった。6つ目は「6. その他、本調査に関す ることで何かあればお聞かせください。| であった。

## (3)調査期間

2018年2月であった。

# 3. 分析方法

# (1) データ分析法

大谷<sup>23)</sup> の開発した質的データ分析法 (Steps for Coding and Theorization: SCAT、以降 SCAT とする)を使用した。SCAT は明示的で段階的な分析手続きを有している<sup>24)</sup>。つまり、質的データ分析に必要な省察可能性と反証可能性、そしてこれらを保障する分析手続きの明示性と了解性<sup>25)</sup> があると考えられた。また、SCAT は本研究のような小規模のデータに適用可

能とされ、初学者にも着手しやすいとされている<sup>26)</sup>。そして、大谷<sup>27)</sup> は、「まず脱文脈化してそれを再文脈化する特徴的な手続きと、その再文脈化の結果から理論記述を行う手続きを有していることは、SCAT が、きわめてコンパクトな質的データ分析手法でありながら、高度な分析を支援し得る主要な理由のひとつであると考えられる」と述べている。

大谷 28) は、質的研究の内包的構造の1つに「研究対象の有する具体性や個別性や多様性を 通して一般性や普遍性に迫る | ことと述べている。大谷<sup>29</sup> によると、質的研究の一般可能性は、 「論文の結論自体にはなく、それはむしろ、論文読者等(研究のオーディエンス)が論文を読 み、それを自分の抱えているケースやその他のケースと「比較」しながら、自分のケースのた めに「翻訳」することで、適用が可能となり、一般化が実現される」と考えられる。そして、 大谷<sup>30)</sup> によると、被想定背景集団 (研究参加者、すなわち、ある条件を有する目の前の人た ちであり、選ばれた人たちの共通の特性から同様な特性をもつ人たちの集団が暗黙的に想定さ れた集団。量的研究における母集団とは区別される)の人たちに研究結果(主に意味に関する) を「適用」できるというよりは、むしろ、被想定背景集団の人々とその反対の特性を有する人々 を含む、より広範囲な人々の「理解」を助けると述べられている。本研究では被想定背景集団 の「理解」を助ける知見(後に述べる記述的理論)を得ることを志向した。また、大谷<sup>31)</sup>は、 質的研究で求める理論は、処方的なものであるより記述的であるべきと述べている。すなわち、 人間が人間に働きかける営為を扱う研究であっても、その働きかけを「どうすればいいか」(処 方的理論)を求めず、どのような背景や要因からどのような影響を受けながらそのような働き かけがどのようになされているか、つまり、「どうなっているか」(記述的理論)を求めるべ きと述べている。また、大谷 32) によると、記述的理論とは観察や語られた「できごとの記述」 ではなく、あくまで「意味の記述」であり、そして、記述的理論が理論であるためには、そこ で記述されているのは諸概念の関連が構造的に示された「意味」である必要があると述べてい る。本研究ではこの立場に立ち意味の記述を志向した。

以上の観点を考慮して、SCAT は本研究の目的に適切な分析法と考えた。

#### (2) データのまとめ方

分析を行う前に逐語録を作成した。その際に、個人、機関および地域が特定されないよう配慮し、削除すべき情報は削除した。次に SCAT の分析フォーム <sup>33)</sup> を用意し、セグメント化したテクストをテクスト欄に記入した。セグメント化はデータ分析中にも必要に応じて行った。テクストは繰り返し読んだ。その際にテクストに潜む内的現実、内的過程、内的構造を読み解くつもりで読み、かつテクストの背景の現実や、テクストの奥の隠れた意味を読み出すとよいとされている <sup>34)</sup>。そして、〈1〉テクストの中の注目すべき語句、〈2〉テクスト中の語句の言いかえ、〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念、〈4〉テーマや構成概念、〈5〉疑問・課題という順番にコーディングを行った。続けて〈4〉に付与したコードをすべて使ってストーリー・ラインを書いた。さらに、ストーリー・ラインを断片化して理論記述を行った。ストーリー・ラインとは「データに記述されているできごとに潜在する意味や意義を、主に〈4〉に記述したテーマを紡ぎ合わせて書き表したもの」と定義されている <sup>35)</sup>。ストーリー・ラインは理論を

得るための中間的産物とされている  $^{36}$ 。 理論記述は、テクストを脱文脈化し生成したテーマ・構成概念を使って書かれたストーリー・ラインを区切って短文にしたものである  $^{37}$ 。 理論とは 普遍的かつ一般的に通用する原理のようなものではなく、このテクストの分析によって言える ことである  $^{38}$ 。 あるいは「このデータ分析による理論的知見」  $^{39}$  とされ、「端的で宣言的な表 現」や「一般性、統一性、予測性などを有する記述形式」  $^{40}$  で記述される。最後に〈5〉疑問・課題で書いたことを「さらに追及すべき点・課題」に書いた。

なお、大谷<sup>41)</sup>はSCATについて「個別の分析結果が与えられ、統合された結果は与えられない」と述べ、「10人のインタビューを分析した 10の SCAT の結果には、それぞれのインタビューに固有の時系列的な文脈性が保存されている。したがって、それを個々の系列を超えて混ぜてしまうことは、通常はしない」とされている。また「観察やインタビューの個別性を重視した、nの小さい、より解釈的な分析がなされる」と述べている。これらの考え方から、大谷<sup>42)</sup>は「複数の個別のインタビューの結果を無理に統合する必要はなく、その個別性に着目して相互の検討を行うべき」と述べている。また、考察では、理論記述の共通性と差異性を検討するとよいと述べられている<sup>43)</sup>。本研究では、理論記述の一つひとつに懲戒の意味が内包されていると考えられる。しかし、理論記述の一つひとつの意味を考察することは、かえって多くの意味を示すことになり理解を阻害する可能性が考えられた。そこで、懲戒の意味に関する理解を容易にするためには、理論記述の共通性や差異性や相互関連性を検討することによって、意味が統合され立ち現れてくるかどうかを検討した。そして、結果には立ち現れてきた7つの懲戒の意味を記述し、それらの意味について考察した。

本研究の目的は懲戒の意味の探索である。したがって、本研究の目的とは関係のない質問 4 から得られたテクストと分析によって得られた支援に関する理論記述は結果と考察には使用しなかった。

# 4. 研究者の特性と反射性 (reflexivity)

#### (1)研究者の特性

データ分析を行った研究者は臨床心理士、公認心理師、社会福祉士の資格を保有している。子ども家庭福祉領域における臨床心理学的支援についての実践と研究を行っている。大学院修士課程では臨床心理学、博士課程では社会福祉学を専攻した。臨床実践では、分析心理学的・精神分析学的心理療法の観点による遊戯療法、行動療法、家族療法を折衷的に適用し、これらを学び続けている。また、社会福祉士の資格取得後、ソーシャルワーク実践にも関心が向き、ミクロレベルの実践からメゾ、マクロレベルの実践へと関心が拡大し、多面的、多層的にシステミックに理解する志向を身につけ、クリニカル・ソーシャルワークに関心がある。児童養護施設で児童指導員としての勤務経験は7年ある。この勤務経験の中で児童への生活支援、心理的支援を行ってきた。また、入所児童の自立支援と家族再統合に向けたソーシャルワークを行ってきた。児童相談所での勤務経験はない。児童相談所の職員とは、児童養護施設におけるいくつかのケースを介して協同する機会があった。

研究参加者のうち、1 名は研究者と初対面であった。1 名とは面識はあったが名前と所属先

を知る程度であった。1名は研究者と面識があり、公式・非公式の場の両方で過去に児童相談 所の支援内容について話し合う機会が何度かあった。

## (2) 反射性

反射性とは「研究者自身の持つ特性が、研究に反映すること」を意味し、「著者の特性が、研究の全体を通して、しかも著者の気づかないうちに、その研究に影響を与えること」である <sup>44)</sup>。研究者の特性は「リサーチクエスチョンやアプローチ、方法、結果、そして/あるいは 転移性の間の、潜在的あるいは実際の相互作用」に反射すると考えられている <sup>45)</sup>。研究者の特性を記述することによって、論文の読者による反証可能性と論文著者による省察可能性を高める <sup>46)</sup> ことになると考えられた。

# 5. 倫理的配慮

日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理審査委員会にて承認を受けたのちに実施した(17-0802)。研究の目的、研究の方法、研究への参加予定期間、自由意思による研究参加、データの管理と破棄、守秘義務の遵守、個人情報管理、結果の公表の仕方およびプライバシー保全、同意の方法、同意の撤回方法、研究参加者に生じ得る不利益とその対応について口頭と文章によるインフォームド・コンセントを行った。特に、機縁法であることから同意をしないことによる不利益は一切生じないことを明確に説明した。また、インタビュー時には、特定の利用児・者に関わる事柄を質問するのではないことを説明した。研究参加者がインタビューに答える際は、研究参加者に専門職としての倫理も踏まえてもらい、個人が特定できないように話すことを依頼した。インフォームド・コンセントの後に、研究参加の同意の手続きを口頭と文章で行った。逐語録を作成後、分析および結果の公表で使用することについて同意の撤回があるかを再確認した。

# Ⅳ. 結果

理論記述の共通性と差異性を検討した結果、7つの懲戒の意味があった。まず、SCATによる分析過程の一部を表2に示した。各研究参加者から得られた一つひとつの理論記述の共通性や差異性や相互関連性を検討した結果を表3に整理した。各理論記述には固有の通し番号を振った(例、A-1、B-1、C-1など)。なお、表3は理論記述をカテゴリー化した結果ではない。結果の記述では、理論記述には下線と通し番号を書いた。

# 表2 SCATによる分析(A氏、一部抜粋)

番号	発話者	テクスト	<1>テクスト中の注目すべき語句	<2>テクスト中の語句の 言いかえ	<3>左を説明するような テクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念 (前後や全体の文脈を 考慮して)	<5>張問・課題
7	1	子どもにとって「適切な懲戒」と「不適切な懲戒」があるとした ら、それはどんなことですか?	子どもにとって/適切な 懲戒/不適切な懲戒	子ども中心/適切な戒 め/不適切な戒め		親の懲戒行動の適切性 に関する支援者の認識 への探索	質問2-3
8	2	苦痛を与えることでコントロール、子どもの問題行動を解消というか、認成をせざるをえない状況を改善しようとするのは、 やっぱり不適切なんだろうなあと。	子どもの問題行動を解 消	問題解決/問題解消/ 状況改善	問題行動解消/苦痛付与	改善目的の苦痛付与の 不適切性	・「適切な懲戒」と「不適切な懲戒」の例が 語られている。それらの区別は苦痛を与 えるかどうかと、家のルールに基づいた ものはしつけと呼んでいる?     ・子どもの行動改善が目的となっている。
9	2	ただ、ルールを作った上で約束をしたことが守れなかったら 携帯を取り上げるとかいうようことは類の思衷としてあり得 の、携帯取り上げるとかい強しからなか、すて取り上げるって いうことではなくって、ルールを作って、家のルールとしてしる。 さい、ということがすなないときに、変が口頭での注意、プラ ス、実際それでも無意で、何回か繰り返したうち、駄目だった いうないまった。使い方の約束がすれないなという げるよっていうようなことはあかかなと思うんですけどね。と がなに高ってき、前かなくていかって、ある程の表示。ある思 来のいるがというないかないかなって、ある程の表示。ある思 来のいるかとなった。	ルールを作った上で/ 水いールとして/それ がいつけということでは ないか		文律的しつけと成分律	第3者の介入余地のある 成文律的しつけの適切 性	・「使い方のルール」があり、そのルール を繋が歩めて「子どもと一緒に決めることもあろう。社会的過去してきめることもあろう。社会的過去して書いるのではない。 あるう。社会的比し情報に、別ペース かった「一大で工事」では、別ペース いる。 は、「一大で工事」では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本
10	2	それ以外のものは苦痛を与えてどうたらっていうのは、あまり動かられることではないと思う。立たせるっていうのも、験かせないとかいうのは激とあるかですは、膝がして免ないのが一帯っらかったとか、ここでらか立ってなおいというのは整要に書かないだと、一晩中立た下、こういうのは、や野田によって違うがどね。基本的にそこら辺は事情を具体的に聞いていくってことはしますけど。	苦痛を与えてどうたらっ ていうのは、あまり勧め られることではない/事 情を具体的に聞いていく	苦痛付与法/不推奨法 /事情聴取		苦痛付与懲戒システム の不適切性の認識	- 苦痛の程度の例も語られている。家の ルールで取り決めた制裁(罰)の苦痛の 程度によっては適切な際或とは言えな い。 ・ 密或の多義性、辞書的定義の確認と 罰とペナルティとの違いなど整理が必 要。
11	2	私はルールというか約束をするようには、性格行動相談を受けた場合はするようにしています。そのときは、保護者にも言うのは、子どもが別りをすればできるようにしています。そのときは、保護者にも言うのは、子どもが別りを含えています。そのときは、保護者にも言うというにより、そのときに、関いるなくって、要素を与えるとなるがあいません。最める他妻が知いてはより。大学には、「大学を持ち、大学を大学を持ち、大学を大学を持ち、大学を大学を持ち、大学を大学を大学を持ち、大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大	懲戒を与えるっていうサ イクルから、約束をして、	悪戒サイクル/ 褒める サイクル/ 帰穂に対す る罰ではなく称賛	罰から称賛ヘシフト	称責付与養育システム の適切性の認識、大力 向多感或システムがら 移責付う爰育システム への変化促進	・性格行動の相談ケースの場合はルールを作ったうえて前では、要奏を与えるしたり方法を指導している。その方法をでしたり、対す機体のに行動ルルルで指導し、ルールではない、約束である。大どもができる約束を展子で交かす。そじて、のき身える。大だし、金金ではなく、子どもが実までありません。それを守るよいでは、今日の大きのであるが、このでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般であるが、このでは、今日の大きのであるが、このでは、今日の大きのであるが、このでは、今日の大きのであるが、このでは、今日の大きのであるが、このでは、中国には、一般であるが、このでは、中国には、一般であるが、このでは、今日の大きのであるが、このでは、今日の大きのであるが、このでは、今日の大きのであるが、このでは、中国には、一般であるが、このでは、中国には、中国には、中国には、中国には、中国には、中国には、中国には、中国に

表 3 研究参加者から得られた理論記述の比較表

意味	研究参加者A	研究参加者B	研究参加者C
	問題行動修正をめざした苦痛を伴う矯正である。	問題行動修正をめざした苦痛を伴う矯正方法とし	<u> 苦痛を伴う罰</u> である。C-1
	A-1	ての罰である。B-1	
*********		<u>罰による善悪教化手段</u> である。B-2	<u>しつけという名の苦痛付与</u> である。C-2
懲戒に内包		正の罰による懲戒である。B-6	苦痛付与懲戒行動の増大性がある。C-3
する苦痛性			<u> 苦痛付与懲戒行動の衝動性</u> がある。C-4 苦痛付与懲戒の相乗的暴力化がある。C-5
			音編付与懲戒の激化がある。C-6
			しつけを目的とした懲戒がある。C-13
	暴力関係を利用した他者操作懲戒がある。A-6	虐待行為の非懲戒性がある。B-9	体罰を用いた懲戒は虐待である。C-16
		虐待行為の犯罪性がある。B-10	
		<u>虐待の常軌逸脱性</u> がある。B-11 心身に常軌を逸した苦痛を与える行為がある。B-	
		B-13	
		怒鳴る懲戒の反復使用による子どもの心身の症状	
		化がある。B-21	
懲戒と虐待		子どもの心身の症状化の原因としての心理的被虐 待体験がある。B-22	
との判別困			
難性		<u>叱責と心理的虐待の判別困難性</u> がある。B-24	
		<u>積極的ネグレクトの懲戒的意味付与</u> がある。B-	
		25 20年 (1987年 - 1987年 - 1987	
		消極的ネグレクトの懲戒的意味の限定化がある。 B-26	
		B-26 <u>虐待内容の判然性と懲戒内容の漠然性</u> がある。B-	
		定義に基づく虐待の判別容易性がある。B-28	
		養育意図とは切り分けた虐待認定の厳格性があ	
	改善目的の苦痛付与の不適切性がある。A-4	る。B-29	発達・成長促進的な懲戒の適切性と問題行動を改
	以告日的の古相刊与の不適切任かめる。A-4	正の割単一使用による窓放の非機能性がある。B- 7	善する懲戒の適切性とがある。C-12
	第3者の介入余地のある成文律的しつけの適切性	懲戒とその理由の対呈示性がある。B-14	子どもの心身を傷つける懲戒の不適切性がある。
	がある。A-5		C-14
適切な懲戒		正の強化も含める懲戒の適切性がある。B-15	問題行動を悪化させる懲戒の不適切性がある。
と不適切な		<u>正当な理由なき懲戒の不適切性</u> がある。B-16 <u>教育目的なき懲戒の不適切性</u> がある。B-17	
懲戒		怒鳴る懲戒の単一使用の不適切性がある。B-18	
		緊急避難的養育場面における正の罰単一使用によ	
		る懲戒の適切性がある。B-19	
		通常養育場面における正当な理由と正の強化のあ る懲戒の適切性がある。B-20	
	子どもの年齢・発達段階と懲戒行動との否連関的		苦痛付与懲戒場面における子の精神状態の読み違
7 13 4 0 70	理解がある。A-2		いがある。C-7
子どもの発達段階と懲	子どもの問題行動と懲戒行動との連関的理解があ	<u>説論懲戒への反抗心の発芽</u> がある。B-4	養育者の子どもに対するしつけ要求水準の最適化
乗 対 相 こ 恋	る。A-3	罰懲戒による反抗心の刈込がある。B-5	がある。C-8 課題達成失敗による苦痛付与の激化がある。C-9
794			「叩く」ことの年齢横断性がある。C-10
			「叩く」ことや「説教」の年齢連関性がある。
		正の罰単一使用による懲戒の一般性がある。B-8	
懲戒の社会	13 「最終限定手段としての懲戒」の成功体験であ		る。C-18 深刻な問題のある子どもに対する苦痛付与懲戒の
文化的規範	3. A-14		部分的是認性がある。C-19
化の可能性	「愛情表現として体罰」を用いることへの限定的		
	是認である。A-15		U.W. 36 1 12 E by West 11 . 12 . 0.00
	<u>適切な養育者モデルの不在</u> がある。A-10 <u>内在化された懲罰的養育者モデル</u> がある。A-11		<u>体罰を強く過信する養育者</u> がいる。C-20 養育者自身の <u>苦痛付与懲戒の被養育経験</u> がある。
l	THE CONTRACTOR OF THE PROPERTY		C-21
保護者の被	懲戒する養育者のトラウマ化した被養育体験の存		<u>苦痛付与懲戒の世代間伝達</u> がある。C-22
懲戒の個人	在可能性がある。A-12		ア治田よい場合の60万ムナムセントログンログング
史			不適切な被懲戒経験を由来とする行き過ぎた懲戒
			がある。C-23 専門知識に基づく養育法の未学習による苦痛付与
			懲戒である。C-24
	<u>職場内懲戒と家庭内懲戒との非連続性</u> がある。A-		明文化されてきた学校教育における体罰を用いた
	7 職場内懲戒の公表性と家庭内懲戒の非公表性があ		<u>懲戒の禁止</u> がある。C-17 懲戒ではなく虐待であるという支援姿勢の一貫し
懲戒概念の	戦場内窓成の公衣社と家庭内窓成の非公衣性かある。A-8		<u> 応提示を保障する法律のあいまいさ</u> がある。C-  た
懲戒概念の 再検討と家			25
再快削こ家 庭内におけ	不適切な養育の温床となる非公表的家庭内懲戒の		人権のある子どもに対する懲戒の再検討の必要性
る体罰の禁	問題性がある。A-9 巻奈田語として微粛を使用すること。の造和感が		がある。C-26
止の必要性	養育用語として懲戒を使用することへの違和感が ある。A-16		
	める。A-16 あらゆる場面における暴力による懲戒の全面禁止		
	と <u>法改正による家庭内懲戒の再検討要請</u> が求めら		
	れる。A-17		

# 1. 懲戒に内包する苦痛性

懲戒の目的に関する理論記述があった。すなわち、「問題行動修正をめざした苦痛を伴う矯正である。A-1」、「罰による善悪教化手段である。B-2」、「しつけという名の苦痛付与である。C-2」、「しつけを目的とした懲戒がある。C-13」である。また、懲戒の方法に関する理論記述があった。すなわち、「問題行動修正をめざした苦痛を伴う矯正方法としての罰である。B-1」、「罰による善悪教化手段である。B-2」、「正の罰による懲戒である。B-6」、「苦痛を伴う罰である。C-1」、「しつけという名の苦痛付与である。C-2」である。さらに、懲戒の方法に苦痛が伴うという理論記述があった。すなわち、「苦痛付与懲戒行動の増大性がある。C-3」、「苦痛付与懲戒行動の衝動性がある。C-4」、「苦痛付与懲戒の相乗的暴力化がある。C-5」、「苦痛付与懲戒の激化がある。C-6」である。

これらの理論記述から「懲戒に内包する苦痛性」という意味があると考えられる。

# 2. 懲戒と虐待との判別困難性

虐待の判別容易性に関する理論記述があった。すなわち、「定義に基づく虐待の判別容易性がある。B-28」、「養育意図とは切り分けた虐待認定の厳格性がある。B-29」である。また、虐待行為の特徴に関する理論記述があった。すなわち、「虐待行為の非懲戒性がある。B-9」、「虐待行為の犯罪性がある。B-10」、「虐待の常軌逸脱性がある。B-11」、「心身に常軌を逸した苦痛を与える行為がある。B-12」、「体罰を用いた懲戒は虐待である。C-16」である。虐待行為による影響に関する理論記述があった。すなわち、「怒鳴る懲戒の反復使用による子どもの心身の症状化がある。B-21」、「子どもの心身の症状化の原因としての心理的被虐待体験がある。B-22」である。さらに特異的な懲戒に関する理論記述があった。すなわち、「暴力関係を利用した他者操作懲戒がある。A-6」、「懲戒という名の親自身の不快感情解消法がある。B-13」である。

一方、虐待と懲戒との判別困難性に関する理論記述があった。すなわち、「<u>懲戒と心理的虐待との判別困難性</u>がある。B-23」、「<u>叱責と心理的虐待の判別困難性</u>がある。B-24」である。また、懲戒の内容に関する理論記述があった。すなわち、「<u>積極的ネグレクトの懲戒的意味付与</u>がある。B-25」、「消極的ネグレクトの懲戒的意味の限定化がある。B-26」である。

総じて「<u>虐待内容の判然性と懲戒内容の漠然性</u>がある。B-27」という理論記述があったことから、これらの理論記述から「懲戒と虐待との判別困難性」という意味があると考えられる。

#### 3. 適切な懲戒と不適切な懲戒

懲戒の適切性に関する理論記述があった。すなわち、「<u>発達・成長促進的な懲戒の適切性と</u>問題行動を改善する懲戒の適切性とがある。C-12」、「第3者の介入余地のある成文律的しつけの適切性がある。A-5」、「懲戒とその理由の対呈示性がある。B-14」、「正の強化も含める懲戒の適切性がある。B-15」「緊急避難的養育場面における正の罰単一使用による懲戒の適切性がある。B-19」、「通常養育場面における正当な理由と正の強化のある懲戒の適切性がある。B-20」である。

一方、懲戒の不適切性に関する理論記述があった。すなわち、「改善目的の苦痛付与の不適切性がある。A-4」、「正の罰単一使用による懲戒の非機能性がある。B-7」、「子どもの心身を傷つける懲戒の不適切性がある。C-14」、「問題行動を悪化させる懲戒の不適切性がある。C-15」、「正当な理由なき懲戒の不適切性がある。B-16」、「教育目的なき懲戒の不適切性がある。B-17」、「怒鳴る懲戒の単一使用の不適切性がある。B-18」である。

これらの理論記述から「適切な懲戒と不適切な懲戒」という意味があると考えられる。

# 4. 子どもの発達段階と懲戒

子どもの発達と懲戒との関連に関する理論記述があった。すなわち、「子どもの年齢・発達 段階と懲戒行動との否連関的理解がある。A-2」、「子どもの問題行動と懲戒行動との連関的理 解がある。A-3」、「説論懲戒から罰懲戒への手段移行がある。B-3」、「説論懲戒への反抗心の発 芽がある。B-4」、「罰懲戒による反抗心の刈込がある。B-5」、「苦痛付与懲戒場面における子の 精神状態の読み違いがある。C-7」、「養育者の子どもに対するしつけ要求水準の最適化がある。 C-8」、「課題達成失敗による苦痛付与の激化がある。C-9」、「『叩く』ことの年齢横断性がある。 C-10」、「『叩く』ことや『説教』の年齢連関性がある。C-11」である。

これらの理論記述から「子どもの発達段階と懲戒」という意味があると考えられる。

# 5. 懲戒の社会文化的規範化の可能性

懲戒の一般性と是認性に関する理論記述があった。すなわち、「正の罰単一使用による懲戒の一般性がある。B-8」、「行き詰ったケースの援助過程の促進法である。A-13」、「『最終限定手段としての懲戒』の成功体験である。A-14」、「『愛情表現として体罰』を用いることへの限定的是認である。A-15」、「体罰は虐待であるという態度維持の困難性がある。C-18」、「深刻な問題のある子どもに対する苦痛付与懲戒の部分的是認性がある。C-19」である。

これらの理論記述から「懲戒の社会文化的規範化の可能性」という意味があると考えられる。

#### 6. 保護者の被懲戒の個人史

保護者の個人史に関する理論記述があった。すなわち、「<u>適切な養育者モデルの不在</u>がある。A-10」、「<u>内在化された懲罰的養育者モデル</u>がある。A-11」、「<u>懲戒する養育者のトラウマ化した</u> 被養育体験の存在可能性</u>がある。A-12」、「<u>体罰を強く過信する養育者</u>がいる。C-20」、「<u>養育者自身の苦痛付与懲戒の被養育経験</u>がある。C-21」、「<u>苦痛付与懲戒の世代間伝達</u>がある。C-22」、「<u>不</u> 適切な被懲戒経験を由来とする行き過ぎた懲戒</u>がある。C-23」、「<u>専門知識に基づく養育法の未</u>学習による苦痛付与懲戒である。C-24」である。

これらの理論記述から「保護者の被懲戒の個人史」という意味があると考えられる。

# 7. 懲戒の再概念化

懲戒概念の再検討の必要性に関する理論記述があった。すなわち、「<u>職場内懲戒と家庭内懲</u> <u>戒との非連続性</u>がある。A-7」、「職場内懲戒の公表性と家庭内懲戒の非公表性</u>がある。A-8」、「<u>不</u> 適切な養育の温床となる非公表的家庭内懲戒の問題性がある。A-9」、「養育用語として懲戒を使用することへの違和感がある。A-16」、「あらゆる場面における暴力による懲戒の全面禁止と法改正による家庭内懲戒の再検討要請が求められる。A-17」、「明文化されてきた学校教育における体罰を用いた懲戒の禁止がある。C-17」、「懲戒ではなく虐待であるという支援姿勢の一貫した提示を保障する法律のあいまいさがある。C-25」、「人権のある子どもに対する懲戒の再検討の必要性がある。C-26」である。

これらの理論記述から「懲戒の再概念化」という意味があると考えられる。

# Ⅴ. 考察

本研究は、児童相談所の支援者が認識する保護者の懲戒にはどういう意味があるのかを明らかにすることが目的であった。結果で示した理論記述の共通性や差異性や相互関連性を検討するなかで立ち現れてきた懲戒の意味は7つあった(表3)。考察では7つの意味そのものの理解を助けるために、先行研究を踏まえながら、理論記述を適宜引用し、意味について考察する。

理論記述をそのまま引用する場合は下線と通し番号を書き、要約した形で引用する場合は通 し番号を書いた。

# 1. 懲戒の意味

## (1) 懲戒に内包する苦痛性

養育における懲戒には苦痛性が内包されていると考えられる。懲戒とは「不正不当な行為をこらしめ戒めること」と「公務員の職務違反に対する行政処分の一つ」とされている <sup>47)</sup>。「不正不当な行為」に対応するのは、子どもの問題行動であると考えられる。「こらしめ戒める」に対応するのは、罰・正の罰、苦痛を伴う罰などの苦痛付与 (B-1~2、B-6、C-1、C-2) といった方法と考えられる。つまり、しつけにおける懲戒という言葉には、しつけという言葉からは想起されにくい苦痛性が想起し得る可能性がある。したがって、支援においてはしつけという言葉ではなく、意識的に懲戒という言葉を使用することで、しつけ目的とした懲戒 (C-13) の人権侵害性がより明確になると考えられる。そして、子どもに対する懲戒付与による苦痛性に支援者は深く共感し、「子どもに寄り添う代弁と危機感の共有」 <sup>48)</sup> を共有しやすくなると考えられる。ただし、あらゆる懲戒に苦痛性が内包していると一般化できるわけではない。

#### (2) 懲戒と虐待との判別困難性

懲戒と虐待との判別困難性という意味があると考えられる。児童虐待の定義は児童虐待の防止等に関する法律に示され明確である。しかし、懲戒内容の定義は示されていない。ただし、民法の注釈書には「叱る、なぐる、ひねる、縛る、押し入れに入れる、蔵に入れる、それから禁食せしめる」ことが懲戒の手段とされている  $^{49}$ 。しかし、これらの例は体罰を用いた懲戒 (C-16) であり、現在では虐待と考えられる。虐待と懲戒の判別には、犯罪性・常軌逸脱性 (B-10  $\sim$  12) や虐待によって子どもの心身の症状化 (B-21  $\sim$  22) があるかどうかといった行為の外形と行為の影響性を判別の際に考慮しなければならないだろう。また、判別には、養育意図と

<u>は切り分けた虐待認定の厳格性</u> (B-29) が求められる。虐待か懲戒かの判別判断の際に養育意図を切り分けた虐待認定を厳格に行うことで、援助プロセスの必須通過点の一つである「職権一時保護と虐待告知」<sup>50)</sup> や子どもに起きた危害を率直に話し合う「安全の対話」<sup>51)</sup> ができると考えられる。

懲戒という名の親自身の不快感情解消法 (B-13) は、目的が子どものためではないことから 虐待と考えられる。暴力関係を利用した他者操作懲戒 (A-6)は、目的が子どものためであっても、 その方法が不適切であることから虐待と考えられる。これらの特異な懲戒には保護者による悪意や巧妙に隠された意図の存在可能性を疑わなければならない。また、積極的ネグレクトの懲戒的意味付与 (B-25) の可能性が考えられる。しかし、消極的ネグレクトに懲戒的意味があるかどうかは限定的 (B-26) である。

# (3) 適切な懲戒と不適切な懲戒

懲戒には適切な懲戒と不適切な懲戒という意味があると考えられる。目的と方法の観点から適切性と不適切性を明確にできる。適切な懲戒は、第3者が介入する余地を残しており、かつ懲戒理由の正当性や方法の妥当性が明確で、発達・成長促進的で問題行動を改善するものであると考えられる。一方、不適切な懲戒とは、懲戒理由に正当性がなく、方法に苦痛付与や正の罰を使用し、心身を傷つけ、問題行動を悪化させるものであると考えられる。つまり、保護者と子どもおよび支援者などが、懲戒目的とその方法が子どもの人権を保障し合理的だと判断でき、その帰結が子どもにとって適切であるかどうかが重要と考えられる。

理論記述で使用されている正の強化や正の罰といった概念は、例えば、コモンセンスペアレンティングの「よい結果、悪い結果」<sup>52)</sup>で使用されている。ノーバディズ・パーフェクト・プログラムでも子どもの行動上の問題解決の方法に取り入れられている<sup>53)</sup>。このような科学的な方法を養育に取り入れることで合理性と適切性が増加すると考えられる。

緊急避難的養育場面における正の罰単一使用による懲戒 (B-19) は、例えば、道路に飛び出そうとする子どもを叩いて未然に事故を防止するという状況が考えられる。このような場合、叩くという行為は不適切であるが、子どもを保護するという目的は達成できる。しかし、懲戒方法として体罰を是認する余地を残さないことが重要ではないかと考えられる。緊急避難的養育場面において罰以外の効果的な養育方法を用い、かつ第3者が介入できる余地を残せるように、一人の子どもの養育に子どもの人権に配慮できる様々な養育者が関与できる養育システムの確立が必要ではないかと考えられる。

#### (4)子どもの発達段階と懲戒

子どもの発達段階と懲戒という意味があると考えられる。つまり、子どもの発達段階と懲戒 との関連について認識することが重要であると考えられる。子どもの人権を尊重し、成長しつ つある個人として遇し、子どもの発達を正しく理解することが重要と考えられる。

子どもの反抗心の発芽(B-4)に対して苦痛付与懲戒によって直ちに反抗心の刈込(B-5)をするのではなく、適切な養育方法を使用するとよいと考えられる。例えば、ノーバディズ・パー

フェクト・プログラムには養育に関するテキストや成長発達グラフがある<sup>54)</sup>。このような子どもの発達段階に配慮した養育方法が求められる。

## (5) 懲戒の社会文化的規範化の可能性

懲戒の社会文化的規範化の可能性という意味があると考えられる。つまり、体罰等の不適切な懲戒がなくならない背景に、懲戒の社会文化的規範化があるのではないかと考えられる。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの意識調査によると、しつけのために体罰を容認する回答者(20歳以上の男女、2万人)は56.8%で、しつけのために「たたくこと」はすべきであるという回答者は60.0%であった550。このように約6割の成人がしつけにおいて体罰を容認し、たたくことをすべきであるという意識を持っているという社会的背景がある。

体罰等を用いた懲戒は虐待であるという支援者の支援姿勢の揺れが認められるのである。理論記述から理解できることは、最終手段としての「愛の鞭」の使用が検討され試される場合があるということである。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの意識調査によると、体罰やたたくことは、「他に手段がないと思った時にのみすべきである」に回答した者は、体罰では39.3%で、たたくことでは43.7%であった<sup>56)</sup>。つまり、愛の鞭であり、体罰でもなく虐待でもないとの意識が一般の人たちにもあると考えられる。だからこそ、懲戒権の性格の歴史的意味、すなわち体罰を肯定する社会文化的規範が、現代社会においても存在するという認識に立たなければならないのではないかと考えられる。そして、懲戒ではなく「子どもの人権に配慮したしつけ」という新たな社会文化的規範を手に入れることを志向する必要がある。そのためには、体罰に代わる人権に配慮した合理的な養育法を確立し、体罰等は「他に手段がないと思った時にのみすべきである」という人々の意識を「決してすべきではなく、他に適切な方法がある」という意識に変えていく必要がある。

# (6) 保護者の被懲戒の個人史

保護者の被懲戒の個人史という意味があると考えられる。通告から始まる支援において保護者の被懲戒の個人史に焦点化することは検討課題である。藤岡<sup>57)</sup> は、民法でいまだ懲戒権が温存している日本(懲戒権を有する国)における養育者や支援者の被懲戒の影響を精査し、養育者や支援者の養育行動への影響を調整する支援者支援が必要であると述べている。藤岡<sup>58)</sup> は「養育者の統合感」の重要性を説明する中で、「愛着の対象となる支援者がいかに統合感を持って、自分の中のつらさ、きつさ、あるいはうまくいかないところとかも含めながら、支援者として子どもを育てていくのかということが、支援者支援養育論の大きな特徴である。支援者がどう統合されているかがこれらの支援の要(かなめ)、必須条件になる」と述べている。この「養育者の統合感」の観点こそ支援者支援だけでなく保護者支援、すなわち「保護者の統合感」を保持するために、自分の中のつらさ、きつさ、すなわち保護者の被懲戒の個人史を整理することで、被懲戒経験の意味が次第に明確になり、被懲戒経験の意味の変容が生じると考えられる。保護者自身の苦痛を伴う被懲戒の個人史の整理が行われることで、子どもに対する虐

待や不適切な懲戒の事実に向き合うことができ、保護者の統合感が保持される。その支援方法としては、人生脚本<sup>59)</sup>を用いた生い立ちの整理が有効ではないかと考えられる。

保護者の統合感の保持という観点に立つと、被懲戒の個人史をもつ保護者への支援を検討していくことが求められるのである。

## (7) 懲戒の再概念化

懲戒の再概念化という意味があると考えられる。懲戒には<u>職場内懲戒と家庭内懲戒との非連続性(A-7)</u>があり、養育用語として懲戒を使用することへの違和感(A-16)がある。その背景は、<u>職場内懲戒の公表性と家庭内懲戒の非公表性</u>(A-8)といった懲戒が使用される文脈の違いがある。職場における懲戒は、その懲戒の理由の合理性や社会通念上相当かどうかによって懲戒の濫用とみなされる(例、労働契約法第15条)。あるいは、<u>明文化されてきた学校教育における体罰を用いた懲戒の禁止</u>(C-17)がある(例、学校教育法第11条)。一方で、家庭内懲戒は不適切な養育の温床となる非公表的家庭内懲戒の問題性(A-9)があり、懲戒は各家庭に任されている。懲戒ではなく虐待であるという支援姿勢の一貫した提示を保障する法律のあいまいさ(C-25)が残されている。したがって、職場、学校、家庭を問わず、<u>あらゆる場面における暴力による懲戒の全面禁止と法改正による家庭内懲戒の再検討要請</u>(A-17)が必要と考えられる。人権のある子どもに対する懲戒の再検討の必要性(C-26)がある。

# 2. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、一つひとつの理論記述から得られる理解から7つの懲戒の意味があることが示唆された。理論記述で使用されているテーマ・構成概念は「有益な分析概念として普及させ得るものであるとともに、今後、実践的にもそのまま普及・流通させて使っていけるような概念であるべきである」と述べられている 600。本研究で得られた理論記述から様々な理解が得られると考えられる。しかし、結果に示された理論記述や7つの懲戒の意味は研究者(筆者)の特性から反射され見出されたものである。そのため省察が十分ではない可能性があり、論文読者による反証が求められる。

今後、理論記述の妥当性を確認するために、保護者支援における研究や実践において理論記述を分析概念とした量的研究、実践モデルの検討、実践報告あるいは事例研究が求められる。また、懲戒行動に対する支援がどうなっているかという視点に立った研究が必要であろう。

#### Ⅵ. 結論

本研究は児童相談所職員からみた保護者の懲戒にはどういう意味があるのかを明らかにすることを目的とした。その結果から、研究的にも実践的にも有用な理論記述が得られた。さらに理論記述の差異性や共通性を検討することによって7つの懲戒の意味があることが示唆された。

#### 謝辞

本研究は、科学研究費助成事業 17H02610 (研究代表者、藤岡孝志) の助成を受けた。本研

究に賛同いただき快く協力いただいた Z 児童相談所の所長、A 氏、B 氏、C 氏に心より感謝申し上げます。

# 文献

- 1) 厚生労働省 (2019c) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 15 次報告), 平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数及び「通告受理後 48 時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検の結果. Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801\_00001.html (2019 年 8 月 16 日).
- 2) 東京都 (2019) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例. Retrieved from http://www. fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/laws/laws.html#p1 (2019年8月16日).
- 3) 厚生労働省 (2019b) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について (令和元年 6 月 26 日府共第 98 号, 子発 0626 第 1 号). Retrieved from https://www.mhlw.go.ip/content/01kaisei tsuuchi.pdf (2019 年 8 月 16 日).
- 4) 厚生労働省 (2019a) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第46号). Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/content/01kaisei\_sinkyu.pdf (2019年8月16日).
- 5) Kahane, T., Butchart, A., Harvey, A. P., Mian, M., & Fürniss, T. (2006) Preventing child maltreatment: a guide to taking action and generating evidence. World Health Organization and International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect. (ケーン. T., ブッチャー. A., ハーベイ. A. P., ミアン. M., フュルニス. T. 小林美智子(監修)藤原武男, 水木理恵(監訳) (2011) エビデンスに基づく子ども虐待の発生予防と防止介入: その実践とさらなるエビデンスの創出に向けて (p.74). 明石書店.)
- 6) Modig, C. (2009) Never Violence Thirty Years on from Sweden's Abolition of Corporal Punishment. Government Offices of Sweden and Save the Children Sweden.
- 7) 藤岡孝志 (2019) アタッチメントからみた虐待予防. チャイルドヘルス, 22 (3), 193-197
- 8)前掲5)p.75
- 9)前掲5)p.75
- 10) 前掲5) p.75
- 11) 前掲5) pp.37-38
- 12) 法務省 (2019) 民法 (親子法制) の見直しにおける主な検討事項 (部会資料 1) 法制 審議会民法 (親子法制) 部会第 1 回会議 (令和元年 7 月 29 日開催). Retrieved from http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900400.html (2019 年 8 月 16 日).
- 13) 前掲 12)
- 14) 前掲 12)
- 15) 小口恵巳子 (2009) 親の懲戒権はいかに形成されたか:明治民法編纂過程からみる. 日本 経済評論社.

- 16) 前掲 15) p.325, p.327
- 17) 前掲6)
- 18) 千賀則史(2016) 虐待を認めないケースに対する児童相談所の援助プロセスに関する質的研究: TEA(複線径路等至性アプローチ)を用いて、子ども家庭福祉学、(16)、57-67.
- 19) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2018) 子どもの体やこころを傷つける罰のない社会 を目指して、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン.
- 20) 再掲5) pp.120-121
- 21) Gershoff, E. T. (2008) Report on physical punishment in the United States: What research tells us about its effects on children. Columbus, OH: Center for Effective Discipline.
- 22) 再掲 19)
- 23) 大谷尚(2019) 質的研究の考え方: 研究方法論から SCAT による分析まで. 名古屋大学 出版会.
- 24) 再掲 23) p.271
- 25) 再揭 23) pp.175-176
- 26) 再掲 23) p.271
- 27) 再揭 23) p.317
- 28) 再掲 23) p.29
- 29) 再揭 23) p.80
- 30) 再揭 23) pp.86-88
- 31) 再揭 23) p.194
- 32) 再揭 23) p.194
- 33) 再揭 23) pp.278-280
- 34) 再掲 23) pp.281-282
- 35) 再揭 23) p.308
- 36) 再掲 23) p.311
- 37) 再掲 23) pp.308-327
- 38) 再掲 23) p.324
- 39) 再掲 23) p.325
- 40) 再掲 23) p.324
- 41) 再掲 23) p.367-368
- 42) 再掲 23) p.368
- 43) 再掲 23) p.368
- 44) 再掲 23) p.203
- 45) 再掲 23) p.204
- 46) 再揭 23) p.7
- 47) 松村明, 山口明穂, 和田利政(1986) 国語辞典 改訂新版. 旺文社.

- 48) 千賀則史(2015)子ども虐待対応における家族再統合に向けた協働的心理援助モデルの構築と実践的検討、心理臨床学研究、33(2)、161-172.
- 49) 於保不二雄,中川淳(編集)(2004) 新版注釈民法(25) 親族(5). 有斐閣コンメンタール.
- 50) 再掲 18)
- 51) 鈴木浩之 (2018) 子ども虐待ソーシャルワークにおける協働関係の構築:保護者の「折り合い」への「つなげる」支援の交互作用理論の可能性. 社会福祉学. 59 (2), 1-14.
- 52) Barnes, B. A. & York, S. M. (2001) Common Sense Parenting of Toddlers and Preschoolers Boys Town Press (バーンズ B. A., ヨーク S. M. 堀健一, 氏江紀恵 (監修) 久山康彦リチャード, 三木身保子 (訳) (2014) ボーイズタウンコモンセンスペアレンティング (幼児篇). Boys Town Press.)
- 53) Catano, J. W. (1997) Nobody's Perfect Program Book. Ottawa: Minister of Public Works and Government Services (キャタノ. J. W. 三沢直子(監修), 幾島幸子(訳) (2002) 完璧な親なんていない!:カナダ生まれの子育てテキスト. ひとなる書房.)
- 54) 再掲 53)
- 55) 再掲 19)
- 56) 再掲 19)
- 57) 藤岡孝志 (2018) 「支援者支援養育論」の構築に関する論考:支援者支援を中核に据えた 養育論、日本社会事業大学研究紀要、64、115-129、
- 58) 再揭 57)
- 59) 藤岡孝志 (2008) 愛着臨床と子ども虐待. ミネルヴァ書房.
- 60) 再揭 23) p.316